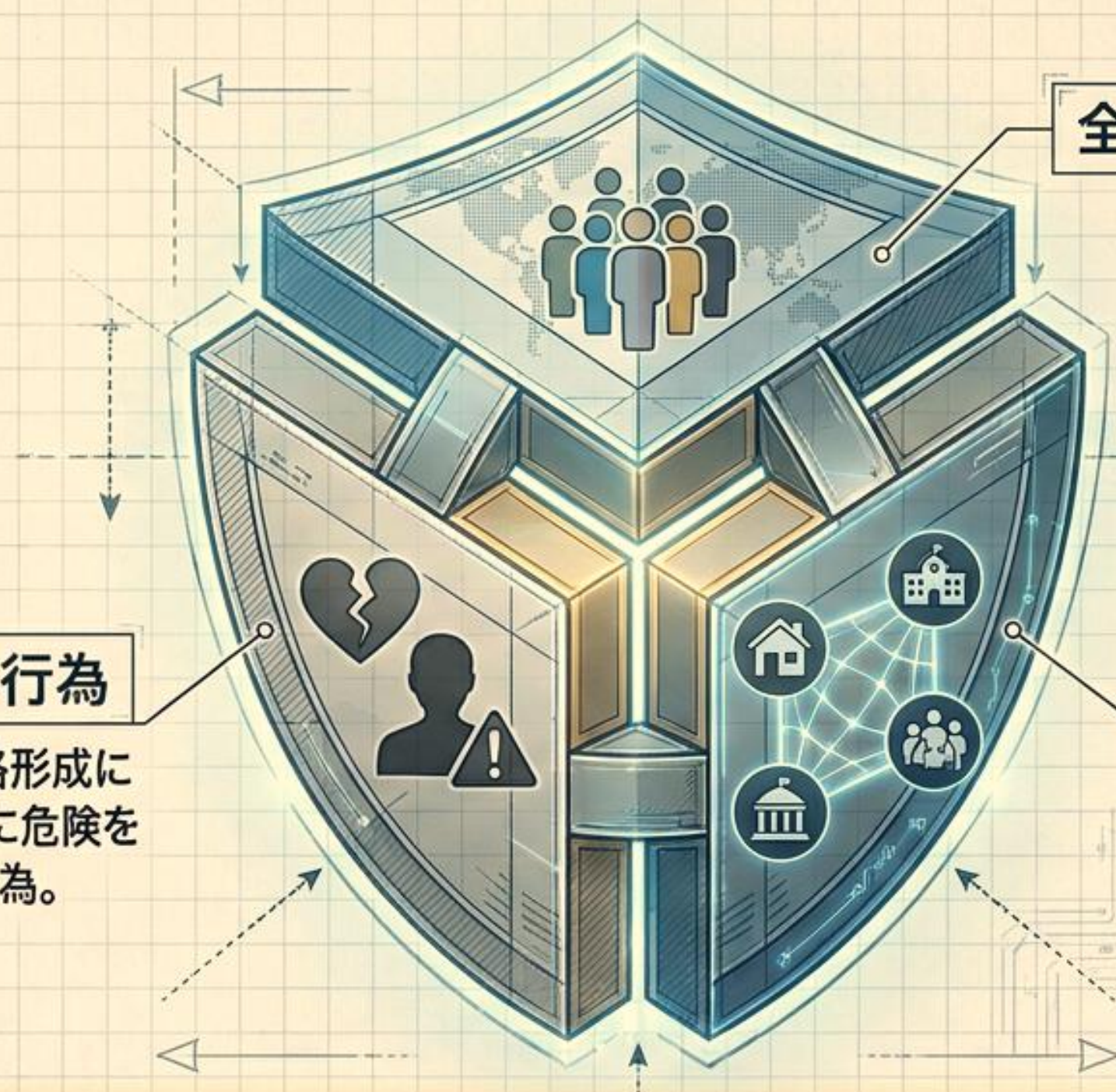




# 令和8年度 松ヶ丘小学校 いじめ防止基本方針

全ての児童が安心して過ごせる学校づくりを目指して

守谷市立松ヶ丘小学校 生徒指導部



**全ての児童に関する問題**

いじめは、いつ、どこで、  
誰にでも起こりうる。

**絶対に許されない行為**

心身の健全な成長や人格形成に  
重大な影響を与え、生命に危険を  
生じさせる恐れのある行為。

**連携による保護の徹底**

学校・家庭・教育委員会・地域住民が  
一体となった安全網(ネット)の構築。

**「いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうる。」  
——この事実から目を背けないことが、私たちの第一歩です。**



物理的

心理的

	直接的	間接的(ネット等)
物理的	<ul style="list-style-type: none"> <li>叩く、蹴る、ぶつかる</li> <li>金品をたかる・隠す</li> </ul>	<p>(該当事象は主にネット経由等に移行)</p>
心理的	<ul style="list-style-type: none"> <li>冷やかし、からかい、悪口</li> <li>仲間はずれ、集団による無視</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>SNSでの誹謗中傷</li> <li>見えない場所での嫌がらせ</li> </ul>

**⚠ 「好意からの行為」の罠**

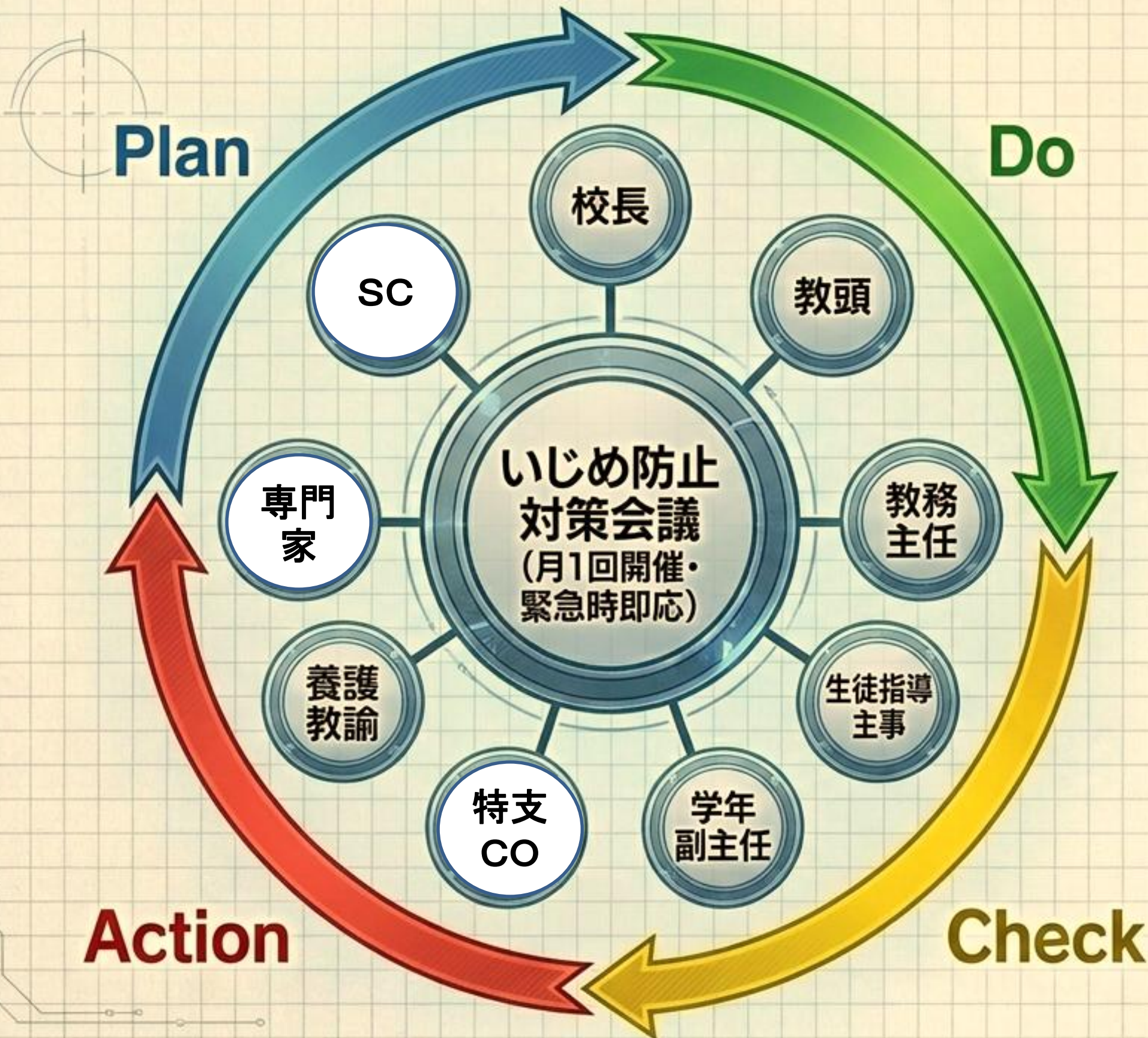
悪意がなくても、相手が「心身の苦痛」を感じていればいじめとなる。

**⚠ 「ただの喧嘩」の罠**

外見上は喧嘩に見えても、児童の「感じる被害性」に着目して見極める。

**⚠ 「観衆・傍観者」の罪**

はやし立てる「観衆」、見て見ぬふりを「傍観者」も、いじめを許容する要因。



## 厳格なルール： 抱え込みの禁止

教職員は、些細な兆候や児童からの訴えを全てこの会議に報告・相談する義務がある。

いじめか否かの判断は、個人の教員ではなく「組織」で行う。

# 松ヶ丘小学校 いじめ防止システム

## 柱1: 未然防止

いじめを生まない  
「土壌づくり」。  
児童をいじめに向かわせ  
ないための環境構築。

## 柱2: 早期発見

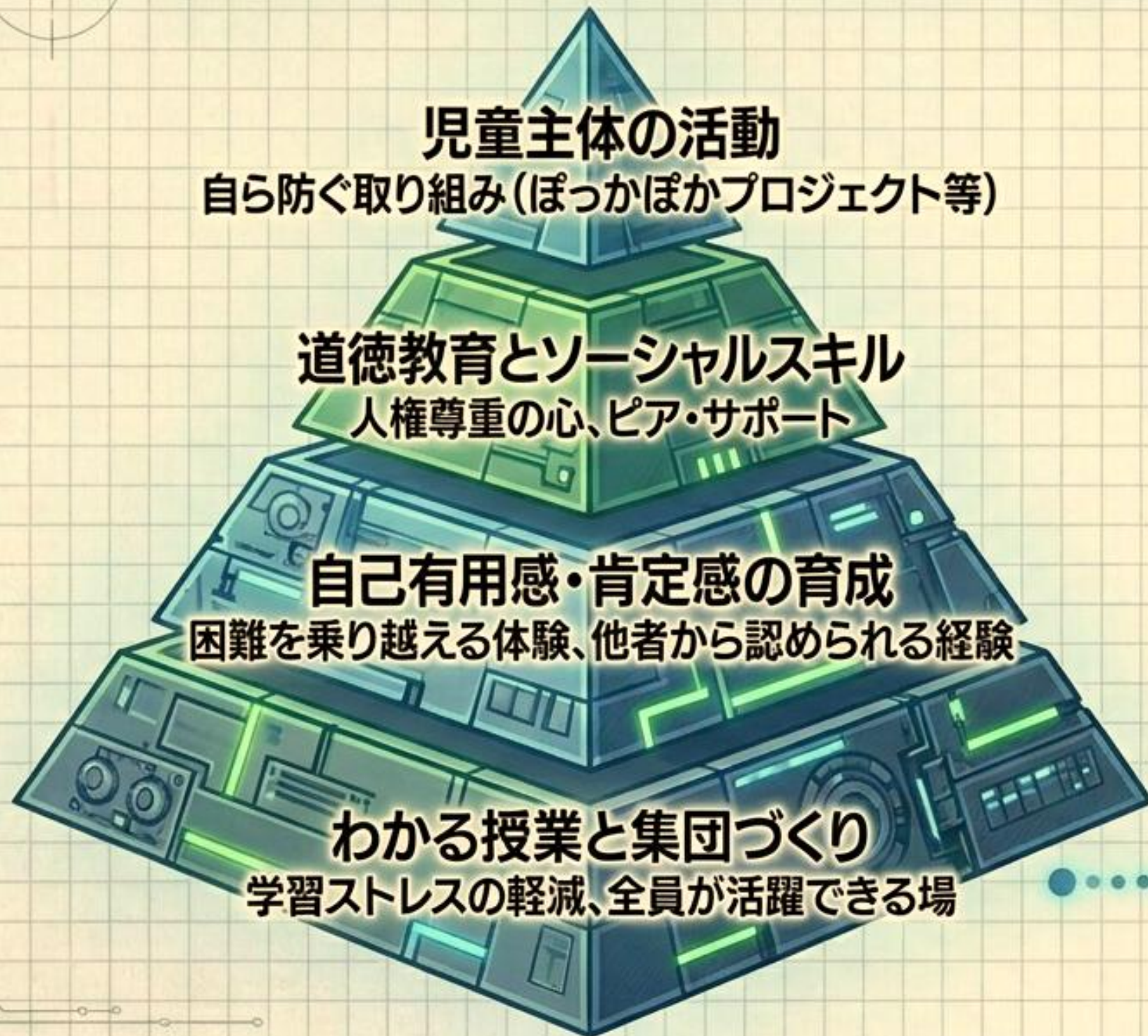
小さな変化を見逃さない  
「センサー網」。  
多層的なフィルター  
による異常の検知。

## 柱3: 組織的対応

発見から根本解決ま  
での「ステップ」。  
安全確保と反省・修復  
のプロセス。

この3つの柱が連動することで、すべての児童を守るためのシステムが駆動します。

# 【柱1】未然防止：いじめを生まない土壌づくり



不可欠な要素：情報モラル教育  
外部講師を招いたスマホ・ネット  
教室の実施等、ネットいじめを防  
ぐ知識の共有

# 【柱2】早期発見のセンサーシステム

## 定期的センサー

毎月最終週のアンケート調査、定期的な教育相談

## 日常的センサー

担任の観察、休み時間の把握、職員集会での情報共有

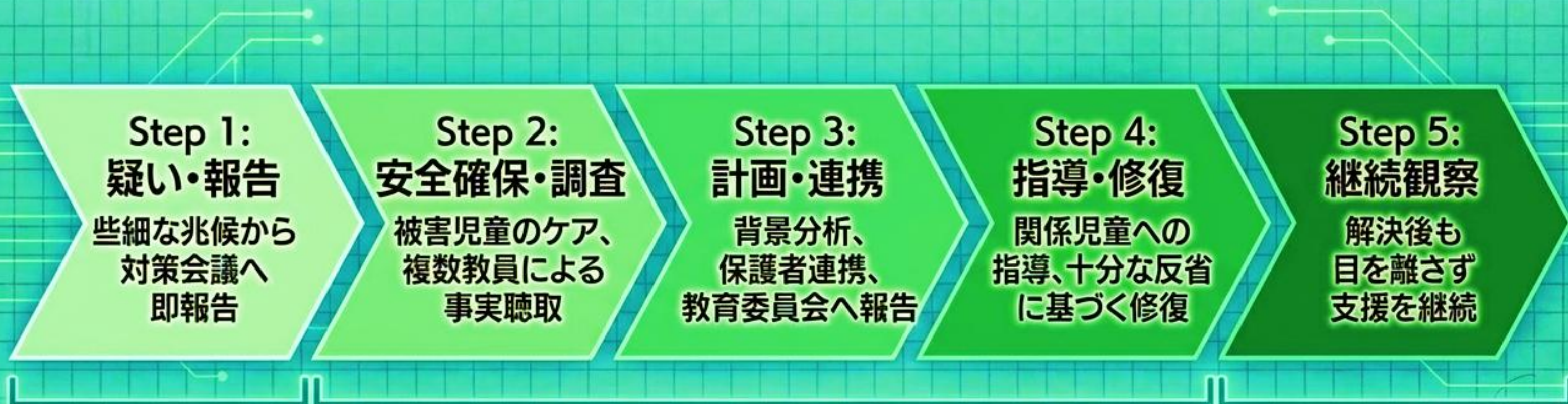
## 相談窓口の多層化

担任だけでなく、養護教諭やスクールカウンセラーにも繋がれる体制

## 即日アクション・ルール

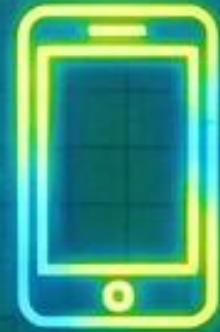
アンケート等で兆候を把握した場合、対象児童への聞き取りを実施し「その日のうちに」管理職へ報告する。

# 【柱3】いじめ解決への対応フロー



「疑い」の段階で直ちに動き出し、単なる謝罪ではなく成長支援の視点で解決を目指す。

# 特殊ケースへの対応プロトコル



## ネットいじめへの即応

- 被害拡大を防ぐため、即時の削除措置（プロバイダ連携）。
- 悪質な場合は所轄の警察署に通報。

※スマホ所持とその使用方法は、  
保護者に第一義的責任があります。



## 関係機関との外部連携

- 学校だけで解決困難な場合、抱え込まず速やかに相談・通報。
- 連携先：警察、児童相談所、法務局等。

※生命・身体の安全が脅かされている  
場合は、直ちに警察へ通報。

# 重大事態発生時の エスカレーション・プロトコル

## Level 4: 説明責任の全う

被害児童・保護者への継続的な情報提供と、  
不都合な事実にも向き合う説明責任

## Level 3: 客観的調査

因果関係の特定を急がず、客観的・  
網羅的な事実関係調査の実施

## Level 2: 第三者組織の設置

弁護士・精神科医等を加えた  
「重大事態対策会議」の設置  
(公平性・中立性の確保)

## Level 1: 即時報告

守谷市教育委員会への  
速やかな事態報告



※重大事態と認定された場合は、本プロトコルに従い対応します。

# 年間を通じた指導サイクルと連動

前期(4月~9月)

**重点月:4月・10月**

「いじめをなくそう仲良し週間」の実施。アンケート・教育相談の重点期間。

**毎月のルーティン**

月ごとの生活目標に基づく指導、アンケート調査、いじめ防止対策会議の定例開催。



後期(10月~3月)

いじめ防止は単発のイベントではなく、365日回し続ける「日常のサイクル」です。

# 私たちからのお約束

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうるものです。  
だからこそ、松ヶ丘小学校は「いじめは絶対に許さない」という強い意志のもと、  
属人的な対応を排除し、組織全体で子供たちを守るシステムを稼働させます。

小さなサインを見逃さず、児童の尊厳を守り抜くために。  
学校、ご家庭、そして地域の皆様が結びつく「安全のネット」への  
ご理解とご協力をお願い申し上げます。

守谷市立松ヶ丘小学校